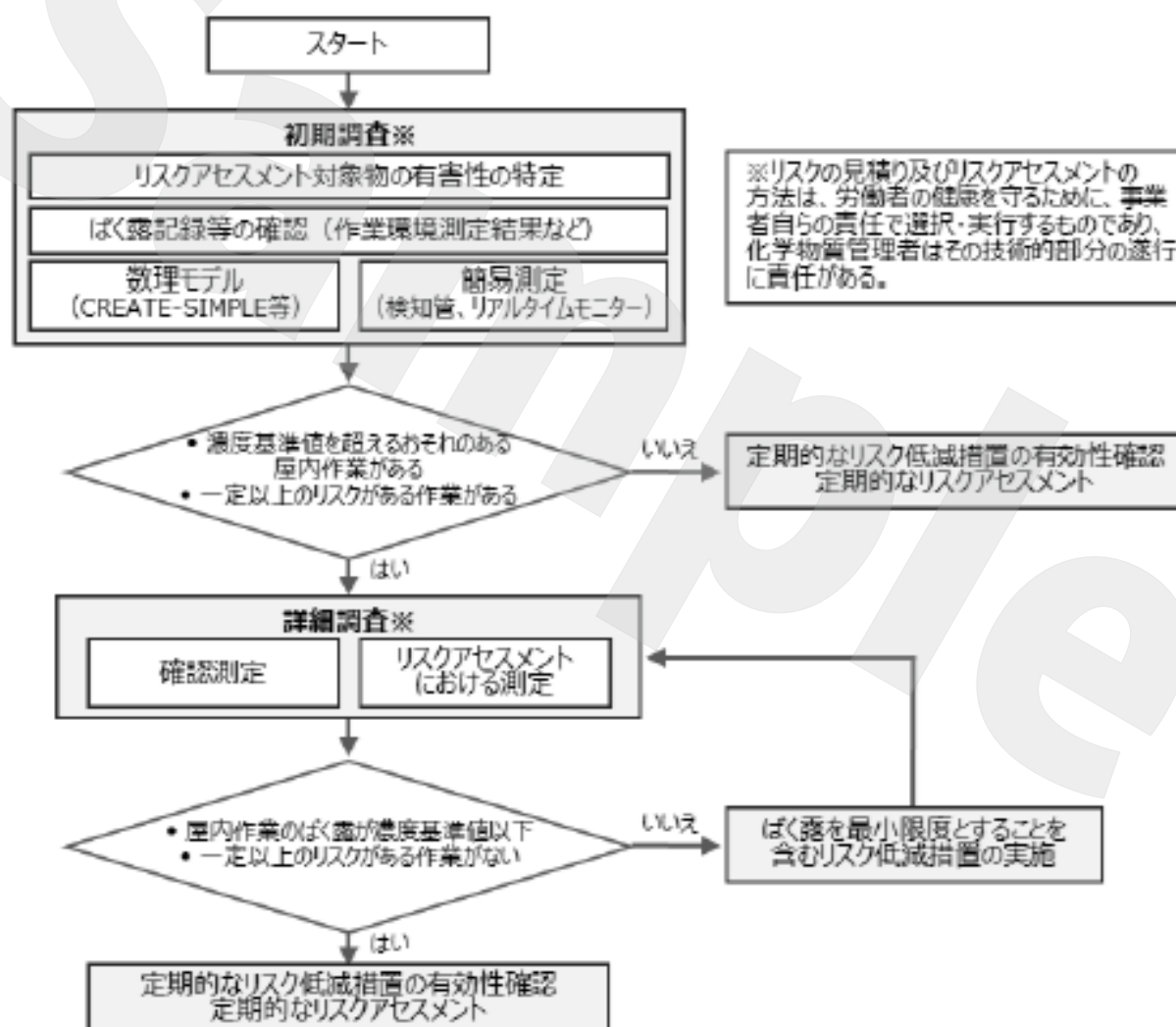


本来、リスクアセスメント対象物については個人ばく露測定を実施し、ばく露限界と比較してリスク評価をする必要があります。しかしながら、危険性のリスクアセスメント同様、職場で取り扱う化学物質の数が膨大な場合、全ての物質において個人ばく露測定を実施することは人手や時間の問題から難しいことも少なくありません。そこで、以下の図表 18 のように、まず初期調査を実施し、労働者のばく露の程度がばく露限界を超える恐れがある場合のみ、詳細調査（確認測定と呼ばれる個人ばく露測定等）を実施するという 2 段階のリスクアセスメント実施フローが推奨されています。

【 図表 18 健康有害性のリスクアセスメント実施フロー 】



出典：厚生労働省 化学物質管理者講習テキストを参考に作成